

北九州市 児童福祉施設等

第三者評価事業

実施指針

令和7年4月

北九州市子ども家庭局こども施設企画課

北九州市児童福祉施設等第三者評価事業

実施指針

保育所の入所については、行政による「措置」から保護者の「選択」へと変更され、また、社会福祉法では情報の提供や自己評価の実施が新たに規定された。

さらに、平成14年4月には、「児童福祉施設等における福祉サービスの第三者評価事業の指針」が国から示されたところである。

このような国の動向を踏まえ、本市では児童福祉施設等における第三者評価制度の導入を新北九州市保育5か年プランに掲げ、具体化のため「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会」を平成14年3月に設置し、そのあり方について検討してきた。この間、平成27年4月に、「子ども子育て支援新制度」が開始され、評価対象施設も拡大されたため、平成29年4月より地域型保育事業所の参加も始まった。

今回、当委員会からの報告を受けて、本市の保育施設における第三者評価事業の実施について下記のとおり定める。

1 第三者評価事業の目的

社会福祉法では、事業者は自ら提供するサービスの質の評価を行い、良質で適切なサービスの提供に努めること、また、サービスを利用しようとする者に対して、適切、円滑に利用できるよう情報の提供に努めることとされている。

これらの事業者の自主的な活動を支援するため、事業者や利用者等を除く第三者による保育サービスの質の評価を行う「第三者評価事業」を実施するものである。

なお、7か年度に1回以上はこの事業に参加することが望ましい。

2 第三者評価委員会

市長は、第三者評価事業を実施するため、「北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会（以下、「第三者評価委員会」という。）」を設置する。

第三者評価委員会は、保育に関する専門知識や実務経験等を有する委員で構成する。

また、保育サービスの質の評価に当たって必要があるときは、専門委員を置くこととする。

なお、第三者評価委員会が調査審議した「評価基準」や「評価結果」については、第三者評価委員会の意見を受けて、市長が決定し、公表する。

(1) 役割

- ① 市長からの諮問に応じ、評価基準の策定や仕組みなど第三者評価事業の実施に関する調査審議
- ② 市長が定める評価基準に基づく施設の実地調査及びその評価

(2) 組織

第三者評価委員会は、評価を希望する事業者に対して直接出向いて実地に調査を行う「実地調査部会」と、実地調査結果に基づいて第三者評価委員会としての評価を決定する「評価決定部会」との2段階の仕組みで構成する。

また、連絡調整等の事務処理を行うため、第三者評価委員会事務局（子ども家庭局こども施設企画課：以下「事務局」という）を設置する。

3 評価対象施設等

第三者評価事業の評価対象施設は、北九州市内の認可保育所・認定こども園（保育所型）及び、地域型保育事業所のうち、この第三者評価事業への参加を希望する施設とする。

なお、認可外保育施設については、同様の基準で評価を希望する場合には、評価の対象とする。この場合、評価結果の公表を行う際に施設最低基準等を除く保育サービスの質の評価であることを明示する。

(1) 募集方法

市長は、評価を希望する事業者を「公募」する。公募は、説明会の実施及び子ども家庭局ホームページへの掲載の方法によるものとする。

なお、募集に当たっては、評価結果を公表することを周知する。

(2) 募集数

募集数は当面、年間15～20施設程度とする。今後、実施体制の強化等を図り、募集数を拡充する。

(3) 応募方法

第三者評価事業への参加を希望する事業者は、市長が定める様式により事務局に申し込みを行う。

(4) 決定方法

- ① 募集予定数を上回った場合は「抽選」とする。
- ② 抽選に漏れた保育所及び、事業所については、次回募集時に優先する。
- ③ 併せて、第三者評価事業への参加を希望している事業者であることを公

表する。

- (5) 経 費（事業者負担）
無料とする。

4 自己評価の実施

第三者評価事業への参加事業者は、市長が定める第三者評価基準（様式は別冊のとおり）に基づき、事前に自己評価を実施することとする。

- (1) 実施時期

参加事業者は、実地調査日の2か月前に自己評価を実施する。

- (2) 提出時期

自己評価の結果については、実地調査日の1か月前に、事務局に提出する。

- (3) 自己評価結果の委員送付

事務局に提出された自己評価の結果については、実地調査日の20日前までに、実地調査員に通知する。

なお、自己評価の結果については、公表しないこととする。

- (4) その他

自己評価の結果を提出した後から実地調査までの間に、参加事業者が提供するサービスの質の向上に向けた取組を行うことで、自己評価の結果と実態の乖離が生じてもこれを妨げるものではない。

5 事前提出書類

実地調査員が、参加事業者の事業内容や運営状況等を事前に把握して調査を行う必要があることから、参加事業者は市長が指定する書類を事前に提出するものとする。

- (1) 提出時期

事前提出書類については、実地調査日の1か月前に、事務局に提出する。

- (2) 事前提出書類の委員送付

事務局に提出された事前提出書類については、実地調査日の20日前までに、実地調査員に通知する。

6 保護者アンケート

実地調査時の参考とするため、事務局において事前に保護者アンケートを実施する。

(1) アンケートの内容

保護者アンケートの内容については、第三者評価委員会の答申に基づき市長が定める。

(2) アンケートの実施

保護者アンケートについては、事務局が実地調査日の2か月前に送付するとともに、回収・集計を実施する。

(3) アンケートの送付先

保育所・認定こども園（保育所型）は、1施設当たり世帯数の30%程度とし、事務局が無作為抽出により決定する。

地域型保育事業所は、全世帯を対象とする。

(4) アンケート結果の通知

アンケート結果については、実地調査日の1か月前に、実地調査員に通知するとともに、同様の内容を参加事業者にも通知する。

7 実地調査

施設の実地調査は、第三者評価委員会の「実地調査部会」の委員が行う。当部会は、専門知識や実務経験を有する委員及び専門委員で構成する。

(1) 調査の方法

事前に提出された書類等を確認したうえで、実地調査員が施設を訪問し、「保育観察」、「職員との面談」及び「記録やマニュアルなどの資料確認」等の方法により実地調査を行う。

なお、実地調査員は評価内容について参加事業者等の施設関係者には言及しないものとする。

(2) 実地調査員の体制

調査に当たっては、参加事業者と利害関係のない学識経験者及び実務経験者の2名1組で実施する。

8 評価決定

第三者評価委員会の「評価決定部会」は、実地調査部会の調査結果の報告に基づき、合議によって第三者評価委員会としての評価を決定する。

評価決定部会は、学識経験者等4名の委員によって構成する。

9 評価結果の通知

(1) 通知の内容

通知の内容は次のとおりとする。

① 第三者評価結果票

第三者評価結果票には、事業者の取組状況を文書により簡潔に記した「総合評価」及び「評価対象ごとの評価結果」を記載する。

② 第三者評価 評価項目別結果票

第三者評価 評価項目別結果票には、評価項目ごとに細部にわたって評価した結果を記載する。

(2) 通知の方法

参加事業者には、評価結果を(1)の内容により書面で通知する。

10 評価結果の公表等

(1) コメントの提出

評価結果の公表に当たっては、事前に参加事業者から「事業者からのコメント」の提出を受け、評価結果に添付する。

(2) 公表内容

公表の内容は次のとおりとする。

① 第三者評価結果票

② 事業者からのコメント

③ 保育所・認定こども園（保育所型）及び、事業所の概況

(3) 公表方法

評価結果については、(2)の公表内容を市長が公表する。なお、参加事業者においては、(2)の公表内容に限らず公表できるものとする。

公表する場所については、概ね次のとおりとする。

① 各区役所保健福祉課等の行政機関の窓口

② 子ども家庭局ホームページへの掲載

(4) 公表期間

評価実施日から5年目に該当する年度の末日までとする。ただし、公表期間を延長する場合がある。

11 再評価

参加事業者が評価結果に基づき、保育サービスの改善を行った場合、その内容について通常の第三者評価とは別に「再評価」を実施する。

(1) 再評価の対象者

保育サービスの改善等の取組について再評価を希望する参加事業者。

(2) 実施時期

原則、通常評価に参加した翌年度から3年以内に参加すること。

(3) 実施方法

事前に提出された改善を証明する書類等を確認したうえで、原則として実地調査を行い、「評価決定部会」において第三者評価委員会としての評価を決定する。

(4) 結果公表

市長は再評価の評価結果について、既に公表中の第三者評価結果票に追加する。なお、参加事業者においても、既に公表中の第三者評価結果票に追加することができるものとする。

12 第三者評価基準

第三者評価基準は、「別冊」のとおり。

13 その他

(1) 関係法令の遵守等

第三者評価事業の実施に関係する者は、第三者評価事業の実施に関して多様な情報を知り得る立場にある。このため、これらの者は関係法令を遵守するとともに、在任中もその職を退いた後も、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、個人のプライバシーの保護等には最大限の配慮をしなければならない。

(2) 情報公開請求

第三者評価事業の実施に関して、開示請求があったときは、「北九州市情報公開条例」に基づき、処理するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成15年4月21日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この実施指針は、令和7年4月1日から施行する。